

札幌市のGX推進に係る取組の理解促進のための映像制作放送等業務
質問と回答(令和6年5月 24 日)

質問 No.1

該当部分	4 業務内容 (1) 業務内容 イ 放送日
質問	放送日の 7 月から 9 月までの間の任意の日とは、9 月 30 日までに放送するという認識でよろしいでしょうか？
回答	ご認識のとおりです。

質問 No.2

該当部分	4 業務内容 (1) 業務内容 エ 放送時間
質問	テレビ番組 30 分程度とは、コマーシャルも含む放送時間という認識でよろしいでしょうか？
回答	ご認識のとおりです。

質問 No.3

該当部分	4 業務内容 (4) 各種データの納品等
質問	4(1)で放送した番組は短縮版だけでなく、そのままイベントやインターネットでできるように出演者などの権利をクリアする必要がありますか？
回答	その必要があります。

質問 No.4

該当部分	4 業務内容 (4) 各種データの納品等
質問	2 次利用のために映像や音声を一部編集、差し替えるなどして納品することは認められますか？
回答	一部編集や差し替えを行うことにより、内容を損なうことがない範囲内で、委託者と協議し承認を得た上で、認める場合も考えられます。

質問 No.5

該当部分	4 業務内容 (4) 各種データの納品等
質問	「今年度以降も」とは、何年くらいの使用を想定していますか？
回答	最低3年間程度を想定しています。

質問 No.6

該当部分	13 企画提案の著作権等に関する事項 (2)成果物の著作権
質問	番組制作のために撮影した映像素材を、ニュースや他の番組で使用しても問題ありませんか？ 逆に当社のアーカイブを使用することも可能ですか？
回答	使用していただくことが可能です。